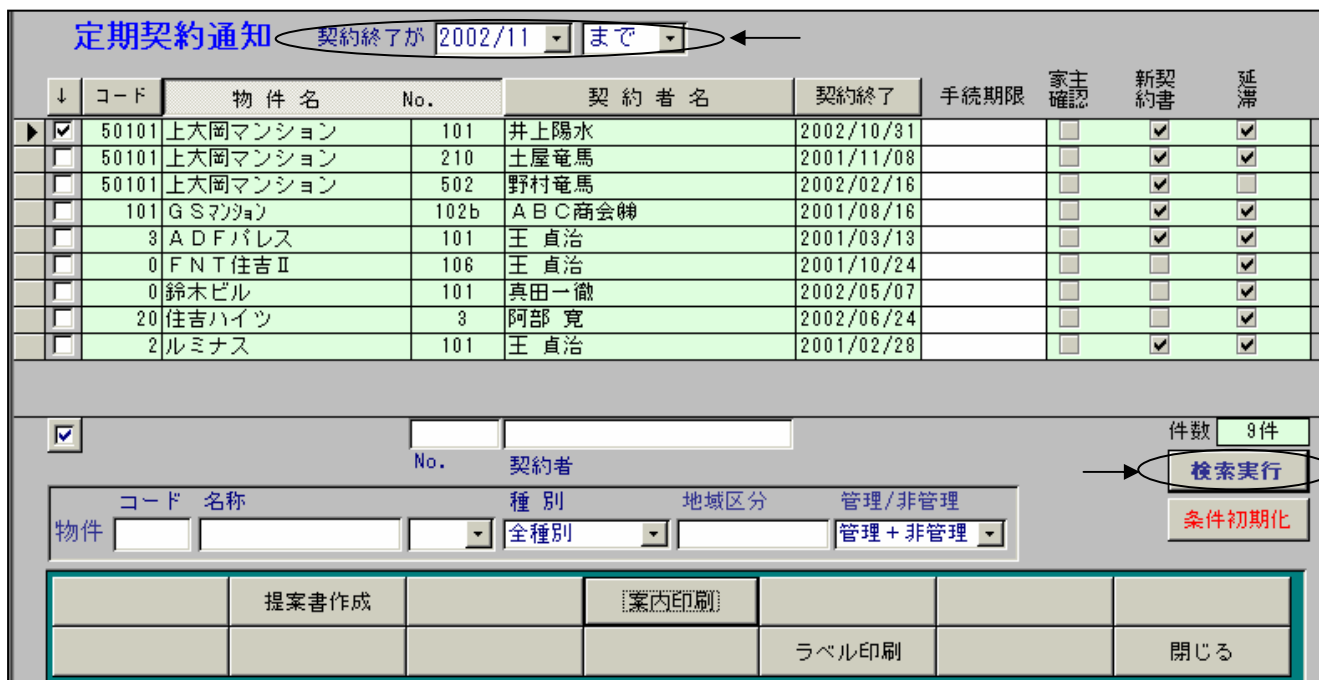


1. 「定期賃貸借契約」の再契約に関する案内通知について



「定期賃貸借契約」では契約期限が満了する半年前までにご契約者さまに該当契約が満了する旨を書面にて通知する必要があります。本システムでは Menu1【定期契約通知】にて処理を行なうことができます。

① 【定期契約通知】をクリックすると半年後の月までに期間満了する“定期契約”を検索します。



②画面上部に期限満了の月度が表示されていますので、作業に応じて必要な満了月度を選択し、[検索実行]ボタンをクリックすると検索します。

③【提案書作成】にて“再契約する”場合の家主様への再契約賃料に関する確認書を印刷できます。

: 再契約する場合 :

【提案書作成】をする場合は、“再契約する”場合にのみご利用ください。【提案書作成】をクリックすると新たな定期契約を【新規申込】に作成します。再契約する場合は【契約作成】から内容を確認の上契約決定してください。続いて【退去受付】にて前契約の退去受付処理以降を行なってください。

: 再契約しない場合 :

再契約しない場合に【提案書作成】をクリックしてしまった場合は、【申込キャンセル】からキャンセル処理してください。続いて【退去受付】にて退去受付処理以降を行なってください。

④【案内印刷】にて“再契約する”場合と“再契約しない”場合用のご案内書が作成できます。
基本的な考え方は更新案内と同様です。

以上